

平成28年1月18日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

我が家の「お宝」にも相続税がかかる？

— 美術品、骨董品の所有者を税務署は知っています —

[1] 遺産の中に絵画や骨董品がある場合

「開運! なんでも鑑定団」は長寿番組ですね。美術や骨董好きが、大変多くなっています。いつの時代でも素晴らしい作品は、人々に深い感動感銘を与えます。では、遺産の中に絵画や骨董品が含まれている時、その価値をどのように考えたら良いでしょうか。

相続税法では「精通者意見価格等を参酌して評価する。」と規定されています。全ての物を精通者に鑑定評価してもらおうと、費用が多額になってしまいます。しかも、鑑定費用は相続税の計算上、控除されるわけでもなく全額持ち出しになります。購入時の価格や売却見積額等を目安に、大別して考えましょう。

[2] 美術品ではなく家財となるもの

購入時に数十万円程度のものは、美術品・骨董品ではなく「家財」に含まれます。購入価格というのは、販売業者の利益が大部分を占めているはずですが、これを売却する時は購入価格を大きく下回ることになるでしょう。このようなケースの場合は、他の家財(箆笥や電化製品等)と合わせ 家財一式で評価します。

[3] 美術品・骨董品として鑑定すべきもの

数百万～億円の値段がつくようなものは、美術品・骨董品として鑑定評価が必要です。例えば美術年鑑に掲載されているもの、有名画家の絵画、利休由来の茶器等が該当します。作品の価格は経済状況や人気により変動しますので、申告前に必ず鑑定評価しましょう。

展覧会や美術展に個人から所蔵品を借りた時、百貨店の外商や画廊が高額な作品を販売した時、このような情報は税務当局に報告される仕組みになっています。したがって、相続税の課税対象になる美術品・骨董品を所有している人を 税務署は事前に把握しています。金庫や倉庫も隅々まで確認し、漏れのないよう気を付けましょう。